

学校経営のポイント

“不適切対応”と“不適切指導”の自己点検

若井 彌一

つくづく学校経営も教育実践も難しい時代に入ったと実感する事例が、新聞等で報道されている。各学校での自己点検に参考になればと思い、2つの事例を紹介しておきたい。

ADHD児童の保護者が救済申立て

1つの事例は、概略、次のような内容である。

注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) と認められている女児について、入学前の相談では座席を最前列にする等という約束を前校長がしてくれたにもかかわらず、校長が交代して事務引継ぎがなく、入学後「特別扱い」はできないと断られた。

その後、“いじめ”を当該児童が受けるなどして3年の3学期から不登校状態が続いているとして、京都市の公立小学校に在籍する5年生の女子児童とその母親が、京都弁護士会に人権救済申立てを行った。この女子児童の場合、ADHDのほかLD (learning disability) でもあるという (3月15日付『新潟日報』等)。

ADHDやLDとされる児童・生徒に対する適切な指導や対応の仕方が最近、教育界の1つの課題になっていることは周知のとおりである。

この事例の場合、母親の弁によれば、「入学時からずっと配慮を求めてきたが、改善されなかった」ということであるが、人権救済の申立てを受けた京都弁護士会の判断が注目される。

図工授業中、校長が不適切な(?) 替え歌

もう1つの事例は、埼玉県下の公立小学校で、出張した教諭の代替役で4年生の図工を担当した校長が、「ざわついていた子どもたちを集中させる」た

めに、「ドレミの歌」の替え歌 (詞) として、「ドはどくろのド、レは霊柩車のレ、……シは死人のシ、……さあ、死にましよう」と、節をつけて歌ったというものである。

報道によれば、「関係者から指摘を受けた市教委は19日、校長を呼び『保護者の誤解を招く不適切な行為だ』と口頭で注意した」という (5月21日付『新潟日報』による)。

明らかに違法な行為、たとえば児童虐待に該当する行為によって子どもを死亡させるとか負傷させるというような事例とは異なり、これら2つの事例は、明確な違法性を帯びているとは断定できない。

「不適切」という表現が適切か否かについても、意見が分かれるかもしれない。それくらい微妙な点を含んでいる。しかし、このような微妙な点を含む事例でも報道対象となると、場合によっては重大な犯罪行為であるかのごとく取り扱われる危険性もある。

このような事態を防ぐには、「不適切」(問題がある)と思われやすい対応や指導にはどんなものがあるのかを各学校で点検し、誤解を招かないために、いざという場合、合理的に説明できる備えを教職員間で共有することが効果的であろう。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

予約受付中! 5月末日刊【学術資料CD添付】
なぜ不登校になったか、学校・教師に何をほしかったか
不登校—その後
不登校経験者が語る心理と行動の軌跡
森田洋司【編著】A5判 300頁 2730円

●最新刊・好評発売中! ● 【チェックポイント・学校評価 (全6巻シリーズ)】 教育開発研究所刊

できるときに、できるところから始めよう! わが校の点検・評価 【編集】木岡一明 (国研総括研究官)

NO.1『これからの学校と組織マネジメント』

NO.2「組織設計と協働態勢」(6月刊), NO.3「環境把握と地域協働」(8月刊), NO.4「職能発達と組織開発」(10月刊), NO.5「危機管理とセーフティネット」(12月刊), NO.6「指導点検とカリキュラム」(2月刊)[各A5判 220頁・定価 2415円]